

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

徳島国民年金 事案632

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月及び同年11月

私が会社を退職したとき、国民年金の加入について両親に勧められ、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後納付書が送られてきた。結婚前であったことから、母親が保険料を納付してくれた。未納とされていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入を勧めたとする申立人の両親は、国民年金加入期間全ての国民年金保険料を納付している上、国民年金基金に制度発足当初から加入しているなど、国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人が会社を退職した平成元年10月にA市区町村役場で加入手続を行ったと主張しているところ、A市区町村は、「平成元年10月23日に加入手続を行ったと思われる。」と回答しており、申立人の母親の主張と一致している。

さらに、申立人の母親は保険料納付について、加入手続後に納付書が送られてきたので、その納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、A市区町村は、「加入手続後に納付書を送付していた。」と回答している上、オンライン記録によると平成3年7月に納付書が作成されていることが確認できることなどから、申立内容に不自然な点は無く、ほかに保険料納付を妨げる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

申立期間①について、義母が国民年金保険料を納付してくれた。3か月ごとに地区の集金人が自宅へ国民年金保険料を集めに来ていた。申立期間前後の期間は納付済みとなっており、3か月間だけ納付しないとは考えられない。

申立期間②について、夫と一緒にまとめて国民年金保険料を納付した。夫については納付済みとなっているが、私の記録が未納となっていることに納得できない。

調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済み期間である。

また、申立人は地区の集金人を通じて義母が納付してくれたとしているところ、A市区町村は、申立期間①当時、申立人の居住地区において納付組織が集金を行っていたとしており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間①の前後の期間を通じて住所に異動は無く、申立人及び申立人の義母の生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間①のみ保険料を納付していなかったとは考え難い。

申立期間②について、申立人の夫は、夫婦二人分の過去の未納保険料を遡って納付し、以後は集金により保険料を納付したとしているところ、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間②の保険料のみ

については昭和47年6月30日に過年度納付が確認でき、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳において申立期間②直後の昭和47年度の国民年金保険料について、現年度納付されていることが確認できるなど、その申立内容に不自然さは無く、申立期間②に係る国民年金保険料の納付を妨げる特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案634

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年9月まで

私が大学を卒業した昭和58年の秋頃、母親が、A市区町村役場において私の国民年金の加入手続を行うと同時に、20歳に遡って申立期間の4年6か月分の保険料を一括して納付してくれた。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市区町村が、当時、国民年金未加入者を対象として実施していた加入勧奨に基づく職権適用により、昭和59年11月22日付けで払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間のうち、54年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「昭和58年頃、A市区町村役場窓口において申立人の国民年金加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料（4年6か月分）を遡って一括して納付した。以後、申立人がB都道府県へ転居する60年4月までの保険料については、私が地区の集金人を通じて納付した。」と供述しているところ、i) A市区町村は、「昭和58年秋頃は、特例納付期間ではないため、納付期限から2年以上遡って保険料を納付することはできなかった。また、担当窓口において、過年度保険料の収納は行っていないかった。」と回答していること、ii) A市区町村が保管する前述の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納状況一覧表等によれば、

申立期間直後の昭和58年10月から申立人がB都道府県へ転出する60年4月（昭和60年5月7日付けでA市区町村から転出）までの期間に係る国民年金保険料については、A市区町村以外の住所地又は社会保険事務所（当時）において納付したものと推認できることなど、申立人の母親の供述には不自然な点が見られるなど、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで

私は、平成7年9月に勤務していた会社を退職し、国民健康保険の加入手続のためにA市区町村役場へ行った。そのときに、国民年金の加入手続も行ったと思う。年金手帳の資格取得日が同年9月25日となっていることから、そのように思う。その後、保険料を納付してきた。

また、平成9年2月頃に、私が経営する会社の厚生年金保険の加入手続に社会保険事務所（当時）へ行ったとき、保険料が未納となっていることを指摘され、遡って納付してくださいと言われ、夫婦二人分の保険料を納付したようにも思う。

いずれの方法かは定かではないが、未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に勤務していた会社を退職し、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市区町村が管理する国民年金資格得喪履歴画面によると、平成9年2月28日に国民年金への加入手続が行われ、7年9月25日に遡って資格取得したことが確認できる上、オンライン記録によると、社会保険事務所において、前述の加入手続に伴う事務処理が9年3月17日に行われたことが確認できることから、申立期間は、申立期間当時、国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、申立人は、平成9年2月頃に社会保険事務所で遡って納付してくださいと言われ、夫婦二人分の保険料を納付したとも主張している。

しかしながら、申立人については、オンライン記録により、平成9年11月11日に過年度納付書が新たに作成されたことが確認でき、これは、申立

人の妻の過年度保険料の納付時点（平成9年4月2日）において保険料が納付されていなかったためであると考えられる。

また、当該発行時点では、申立期間のうち7年9月の保険料は時効により納付書が発行されないことから、同年10月から8年3月までの納付書が発行されたものと推認されるが、申立人からは当該納付書により納付したとの主張はない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金に係る住所は申立人が平成3年11月30日まで住所と定めていたA市区町村Bであり、申立人の妻の住所と異なっていることから、9年当時、申立人には申立期間に係る納付書が届いていなかった可能性が考えられる。

このほか、申立人の保険料の納付方法、納付時期に係る主張は曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案636

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から55年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から55年12月まで
昭和45年10月から10年間、国民年金保険料に加えて付加保険料も夫の分と併せて二人分納付した。納付したのは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和45年12月16日付けの国民年金掛金受取書（昭和45年10月から同年12月までの期間分）について確認したところ、記載された金額 2,700円は当時の定額保険料二人分の合計額と一致しており、付加保険料は含まれていない。

また、A市区町村は「付加保険料を集金した場合、国民年金手帳の検認記録の欄に、検認印と同時に「付加」を押印又は記載していた。」と回答しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録(昭和45年度～52年度)において、検認印は確認できるものの、付加保険料の納付をうかがわせる「付加」の押印等は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の付加保険料を一緒に納付したと主張する申立人の夫についても、国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において付加保険料の納付記録は無く、定額保険料のみの納付記録であることが確認できる。

加えて、申立期間は123月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い上、申立期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案654（事案455の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月20日から同年12月28日まで
申立期間については、A事業所が所有するB丸に乗り組んでいたが、船員保険の被保険者記録が無く納得できない。

B丸に乗り組み、船員保険にも加入していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、私が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたことがわかる新たな資料及び事情が確認できたので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する船員手帳の記載内容、並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所が所有する「B丸」に雇入れされていたことは推認できるものの、i) 前述の船員手帳において、申立期間当時、申立人が乗り組んでいた「B丸」に申立人の父親が船長として乗り組んでいたことが確認できるが、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の父親の氏名等は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも全ての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 前述の被保険者名簿において、申立事業所が船員保険の適用事業所に該当した昭和40年2月10日から45年2月2日までに船員保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、被保険証記号番号に欠番も無いこと、iii) 申立事業所に係る登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人及びC氏が共同で代表取締役であったことが確認できる

ところ、申立人及びC氏は、「当時、船員保険料は、船主、事業主が負担することが慣例化していたため、船員の給与から、船員保険料の控除は行っていなかった。」と供述しているものの、船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の関連資料等も保管されておらず、当該供述について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月3日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から、i) 申立人が申立期間以前から、申立人の父親と共に船舶に乗り組み、海運業を営んでいたことを証明する関係者の文書、ii) 申立人の父親の名前が刻まれた石碑の写真が新たな資料として提出されたところ、当該資料をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできない。

また、申立人は、「当時、B丸では、『船長』、『一等航海士』、『機関長』、『一等機関士』として乗り組む資格を持った者は『船舶職員』と呼ばれ、私を含めてこれら職員の月給は全て手取りで5万円だった。例えば、共にB丸に乗り組んでいたD氏も同様に船舶職員であり、給与も手取りで5万円だったはずだ。D氏に船員保険の被保険者記録があるのであれば、私も船員保険に加入し給与から船員保険料が控除されていたはずである。」と主張しているところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、D氏の被保険者記録は確認できるものの、同氏の連絡先等は不明であり当時の状況について聴取することはできない上、同名簿に記載された同氏の標準報酬月額から推定される給与額は、申立人の主張と符合しないことなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、再度、申立期間当時、申立人と共に申立事業所の代表取締役であったC氏、及び経理担当で同事業所役員であったE氏へ照会したが、申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月10日から35年5月14日まで
厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和32年5月10日から35年5月14日までの期間について、同年8月11日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年8月11日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を35年7月26日付けで社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月8日から32年3月16日まで
② 昭和32年6月12日から33年8月30日まで

平成22年9月に日本年金機構からはがきを受け取り、年金事務所において厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、申立期間①及び②に勤務していたA事業所の計29月について、33年11月7日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人について確認したところ、申立人の資格喪失日である昭和33年8月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす9人のうち、7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が36年11月の通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和33年8月30日）から約2か月後の昭和33年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。